

支給認定現況届（兼支給認定変更申請書）

尼崎市長あて

尼崎市受付印 (こども入所支援課)	保育施設等 受付印
----------------------	--------------

保護者

住所	尼崎市 東七松町1-23-1	
ふりがな	あまが さきえもん	あまが さきね
氏名	尼我 崎衛門	尼我 崎音
電話	携帯 090 - 1234 - 5678 自宅 06 - 6489 - 6369	携帯 080 - 5678 - 1234

次のとおり、支給認定に係る現況を届け出ます。

①入所児童の家族状況（記入日時点での状況を記入してください。）

世帯員	氏名（ふりがな）	続柄	生年月日	性別	入所施設名 (こどもコードは施設長が記入してください)
入所児童	あまが さきと 尼我 崎人	本人	令和 2・4・5	男	〇〇保育園 (こどもコード 1234501)
入所児童	あまが さきみ 尼我 崎美	本人	令和 4・2・3	女	〇〇保育園 (こどもコード 1234502)
入所児童		本人	平成・令和 .		(こどもコード)
世帯員	氏名（ふりがな）	児童との続柄	生年月日	同居・別居の別	現在の就労・在籍状況 ※保育施設等に在籍している場合は施設名を記載してください。
入所児童の世帯員 (同居者全員と別居で同一生計の子を ご記入ください。)	あまが さきえもん 尼我 崎衛門	保護者1 父	昭和 平成 2・7・1	同 別	会社員 公務員・自営業・学生 無職 その他 ()
	あまが さきね 尼我 崎音	保護者2 母	昭和 平成 3・3・13	同 別	会社員 公務員・自営業・学生 無職 その他 ()
	あまが さきはる 尼我 崎春	祖父	昭和 平成・令和 31・8・1	同 別	無職
	あまが さきた 尼我 崎太	兄	昭和 平成 令和 27・10・1	同 別	〇〇小学校
	あまが さきえ 尼我 崎絵	妹	昭和・平成・令和 7・5・1	同 別	保育施設等に在籍していない就学前児童については現在の保育状況を記入してください。
			昭和・平成・令和 .	同・別	

※ 祖父母等と同居の場合、保護者と子の健康保険証の写し(マイナ保険証の場合は資格情報のお知らせ又は資格確認書の写し)を添付してください。

保育施設等に在籍していない就学前児童の保育状況	児童氏名 尼我 崎絵	1 自宅(育休中) 2 自宅(在宅勤務) 3 職場 4 別居の親族(続柄) 5 一時保育 (施設名 〇〇保育園) 6 その他 (具体的に)
-------------------------	---------------	---

該当する場合は □にチェックしてください。	☐ ひとり親 児童扶養手当又は母子家庭等医療の受給状況 ☐ 受給あり ⇒ 別表1のひとり親等の証明書類【手当等を受給している場合】を添付。 ☐ 受給なし ⇒ 別表1のひとり親等の証明書類【手当等を受給していない場合】を添付。 ※この現況届で、ひとり親への変更の届出をされる場合は戸籍謄本と保護者と子の健康保険証の写し(マイナ保険証の場合は資格情報のお知らせ又は資格確認書の写し)を提出してください。 ☐ 離婚調停中(別居) ⇒ 別表1のひとり親等の証明書類(離婚調停中の場合)を添付。
--------------------------	--

※生活保護の状況 (受給証明書を添付)	☒ 無 ☐ 申請中 (令和 年 月 日申請) ☐ 受給あり (平成・令和 年 月 日開始)
------------------------	---

※同居親族の状況 (障害者手帳等の写しの添付が必要。)	障害者手帳等を有する者 (氏名 児童との続柄) (氏名 児童との続柄)
--------------------------------	--

上記の※欄に該当する場合は、3ページの別表1「世帯の状況を証明する書類」を必ず添付してください。

証明書類の添付がない場合は、保育料に反映できない場合があります。

※離婚調停中・拘禁中・行方不明等の場合もご記入ください。

②祖父母の状況

該当箇所「○」印及び必要事項を記入してください。

続柄	氏名（ふりがな）・年齢	住所	現在の就労状況 （会社員、自営業、無職等）
保護者1	祖父 あまが さきはる 尼我 崎春 69 歳	☒ 同居・別居（住所： 〇〇市△△町1-1	尼崎市役所
	祖母 同 年 月 日 歳	同居・別居（住所： 〇〇市△△町1-1	
保護者2	祖父 ほいく たろう 保育 太郎 63 歳	同居・別居（住所： 〇〇市△△町1-1	自営業
	祖母 ほいく はなこ 保育 花子 63 歳	同居・別居（住所： 〇〇市△△町1-1	自営業手伝い

③保育の利用を必要とする理由

該当箇所「○」印か□にチェックし、複数ある場合は全て記入してください。

		保護者1（父）の状況		保護者2（母）の状況	
就労・就学・求職の場合	□就労等	☒ ①就労中 ☒ 単身赴任中 ※自営業の方は就労証明書の他、開業届（控）や確定申告書の写し等業務に従事していることがわかる書類を提出してください。 2 就労内定 3 現在求職活動中 ※求職活動報告書が必要 4 就学中（卒業見込み 令和 年 月 日） 就学時間： 時 分～ 時 分 ※保育の利用を必要とする理由が1～4の場合でも、妊娠中の方は「妊娠出産」の欄も必ず記入してください。	☐ ①就労中 ☐ 単身赴任中 ※自営業の方は就労証明書の他、開業届（控）や確定申告書の写し等業務に従事していることがわかる書類を提出してください。 2 就労内定 3 現在求職活動中 ※求職活動報告書が必要 4 就学中（卒業見込み 令和 年 月 日） 就学時間： 時 分～ 時 分 ※保育の利用を必要とする理由が1～4の場合でも、妊娠中の方は「妊娠出産」の欄も必ず記入してください。		
	通勤または通学時間（片道）	自宅⇒保育施設等 時間 分 保育施設等⇒職場（学校） 時間 分 ※自宅⇒在園している保育施設等⇒職場（学校）までの、それぞれの所要時間を記入してください。 ※保育の必要量（保育標準時間or保育短時間）は、通勤（通学）時間を含めた就労時間等により認定します。 月120時間以上の場合は「保育標準時間」、月120時間未満の場合は「保育短時間」で認定しますが、本来であれば「保育短時間」認定となる場合でも、通勤（通学）時間を加味し、「保育短時間」認定の保育時間を恒常的に必要とする場合は、「保育標準時間」で認定します。	自宅⇒保育施設等 時間 分 保育施設等⇒職場（学校） 時間 分 ※自宅⇒在園している保育施設等⇒職場（学校）までの、それぞれの所要時間を記入してください。 ※保育の必要量（保育標準時間or保育短時間）は、通勤（通学）時間を含めた就労時間等により認定します。 月120時間以上の場合は「保育標準時間」、月120時間未満の場合は「保育短時間」で認定しますが、本来であれば「保育短時間」認定となる場合でも、通勤（通学）時間を加味し、「保育短時間」認定の保育時間を恒常的に必要とする場合は、「保育標準時間」で認定します。		
	□妊娠出産	出産の予定のある方は必ず記入してください。妊娠・出産の事由が1～4の場合、認定期間満了までの利用となります。 ※分娩予定日が分かる書類を添付してください。	切迫流産等による要安静（ ～ ）		
就労・就学・求職以外の場合	□疾病	入院（ 年 月 日から） 安静加療 ・ 通院等一般療養	入院（ 年 月 日から） 安静加療 ・ 通院等一般療養		
	□障害	手帳（ 級）・療育手帳（ A・B 判定）	手帳（ 級）・療育手帳（ A・B 判定）		
	□介護※	入院による付添い（続柄 ） 同居親族等の介護（続柄 ）	入院による付添い（続柄 ） 同居親族等の介護（続柄 ）		
	□看護※	子どもの看護 ・ 施設通所の付添い	子どもの看護 ・ 施設通所の付添い		
	□災害復旧	災害復旧に常時あたっている	災害復旧に常時あたっている		
	□育児休業	期間： 年 月 日～ 年 月 日	期間： 年 月 日～ 年 月 日		

- ・ 4 ページの別表2「保育を必要とする事由を証明する書類」を必ず添付してください。証明書類の添付がなく、保育の必要性が確認できない場合は、「求職活動」での認定となります。
- ・ 上記の※欄に該当する場合は、介護等申立書を必ず添付してください。

同意書・誓約書

尼崎市長あて

保育施設・事業現況届のしおりの内容を確認の上、次の事項について同意・誓約します。

【同意事項】

- 利用者負担額(以下保育料という)算定及び入所施設への給食費の徴収に関する情報提供のため、保護者及び同一住所に属する家族の住民票・市民税・生活保護受給状況・児童扶養手当、障害者手帳交付状況資料等の情報の閲覧を行うことに同意します。またその情報に基づき決定した保育料等について、入所施設・事業所に対して提示することに同意します。
- 下記理由により、利用許可の取消しをされても異議は申し立てしません。
 - 法令等に定める保育の実施基準に該当しなくなったとき
 - 特別な理由がなく1ヶ月以上登所(園)しなかったとき
 - その他、保育上支障のある事由が生じたとき
- 支給認定現況届及び就労証明書等の保育の必要性の事由に関する書類を施設側に送付する場合があることに同意します。
- 保育の参考のため、必要と判断した情報を行政機関及び関係機関へ提供する又は提供を受けることに同意します。
- 支給認定現況届及び添付書類の記載内容に虚偽及び未届の事項があった場合、入所利用施設の利用決定の取消しや保育料等の追徴があることに同意します。
- 保護者欄に記載のある者のうち、所得の高い方の保護者を教育・保育給付認定保護者として市が認定することにまた、所得の変動に伴い、市が教育・保育給付認定保護者を変更することに同意します。

【誓約事項】

- 定められた保育料等を納入する事を誓約します。
- 世帯構成(結婚・離婚等)や該当する保育の必要性の事由(勤務状況、妊娠・出産等)に変更が生じた場合、また保育料等決定後に確定申告や市民税申告等により市民税所得割課税額に変更が生じた場合は、速やかに届け出ることを誓約します。
- 必要書類の提出は必ず期限までに行うことを誓約します。

令和 8年 7月 20日

保護者1署名 **尼我 崎衛門**

保護者2署名 **尼我 崎音**

※この支給認定現況届に記載の個人情報、保育施設利用に関する事務等に必要な場合のみ使用し、それ以外には使用しません。

別表1「世帯の状況を証明する書類」

事由	必要書類	説明
ひとり親等	<下記書類のいずれか> 【手当等を受給している場合】 ○母子家庭等医療費受給者証の写し ○児童扶養手当証書の写し ○児童扶養手当受給証明書の写し 【手当等を受給していない場合】 ○保護者と子の健康保険証の写し	・生活保護受給中の方は、生活保護受給証明書の提出をもって、左記の必要書類に代えることができます。 ・母子家庭等医療費受給者証の写しは 保護者と子の分 が必要です。(有効期間が 令和8年7月1日 からのもの) ・有効期限内のものがが必要です。マイナ保険証の場合は、資格情報のお知らせ又は資格確認書の写しが必要。
(離婚調停中の場合)	<以下の書類> ○裁判所からの呼出状や離婚調停申立書の写し	・別居かつ住民票も別であること。 ・令和7年6月以降の日付のもので、最も直近のものが必要です。
祖父母等と同居の場合	○保護者と子の健康保険証の写し	・有効期限内のものがが必要です。マイナ保険証の場合は、資格情報のお知らせ又は資格確認書の写しが必要。
入所児童及び同居の親族が障害手帳等を有する場合	○障害者手帳等の写し※1	・保育料等の算定にも影響する場合があります。
生活保護受給世帯	○生活保護受給証明書	・南北保健福祉センター保健福祉管理課保護第1・第2担当で発行を受けてください。 保育料等算定のために必要です。 ひとり親等の必要書類に代えることができます。

※1 障害者手帳等の写し・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書・年金額改定通知書(年金の種類:障害基礎年金)、特別児童扶養手当証書

別表2「保育を必要とする事由を証明する書類」

下線書類は市の様式を使用してください。(ホームページからダウンロードできます。)

	事由	必要書類(●印の証明書は写しでも可)	説明
①	就労	<雇用されている方> ○就労証明書 <自営業の方> ○就労証明書 ○開業届(控)や確定申告書の写し等 業務に従事していることがわかる書類	・復職予定の方も提出してください。なお、既に復職された方は復職証明書の提出でも可とします。 ・変則(シフト)勤務で2か所以上就労されている方は、シフト表等の勤務状況が分かるものを提出してください。 ・復職予定の方も提出してください。なお、既に復職された方は復職証明書の提出でも可とします。 ・自営業の方はご自身で記入し、開業届や確定申告書の写しを提出してください。いずれもない場合は、氏名・会社名・所在地がわかる書類(名刺の場合は写し不可)をご提出ください。 ・内職の方は元受業者に記入してもらってください。 ・変則(シフト)勤務で2か所以上就労されている方は、シフト表等の勤務状況が分かるものを提出してください。
②	妊娠・出産 ※出産予定のある方は必ず提出してください。	○母子手帳の写し等 <切迫流産等の場合> ●診断書 ○母子手帳の写し等	・母子手帳の写しは分娩予定日が記載されたページが必要です。
③	疾病・障害	●診断書または障害者手帳等の写し※	・保護者名義のもの。 ・手帳の写しは等級と住所が記載された部分が必要です。
④	介護等	●診断書または障害者手帳等の写し※ ○介護等申立書 <きょうだいの施設通所付添等の場合> ●施設の通園証明書 ○障害者手帳の写し※ (手帳を取得している場合) ○介護等申立書	・介護対象者名義のもの。 ・手帳の写しは等級と住所が記載された部分が必要です。 ・付添い通園している施設で記入してもらってください。 ・手帳の写しは等級と住所が記載された部分が必要です。
⑤	災害復旧	●り災証明書	・り災物件所在地の自治体で発行手続きをしてください。
⑥	求職活動等	○求職活動報告書兼申立書	・新聞、インターネット、ハローワークなどでの求人情報の閲覧、知人への紹介依頼等はこの求職活動の範囲には含まれません。 ・求職活動内容は詳しく記入してください。
⑦	就学	●在学証明書 (就学予定の場合は合格通知書の写しなど) ○履修内容のわかるものの写し	・大学・専門学校・職業訓練校等に通学の場合、在学証明書を提出してください。 ・履修内容のわかるもの:時間割、カリキュラム
⑧	育児休業中の継続入所	○育児休業取得証明書	・出産したお子さんの育児休業中に、上のお子さんの継続保育を行う場合に提出が必要です。

※ 障害者手帳等の写し・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書・年金額改定通知書(年金の種類:障害基礎年金)、特別児童扶養手当証書